



岐阜県保全協会報

1995 / 第25号

平成7年9月25日発行

題字：梶原拓岐岐阜県知事

ぎふスズラン国体

第51回 国民体育大会 冬季大会スキー競技会

1996年2月20日(火) - 23日(金)

社団法人 岐阜県環境保全協会

目 次

巻 頭 言	地球環境村構想の推進	…………… 岐阜県衛生環境部長 小田 清 ……	1
特 集	岐阜県環境影響評価条例の対象事業について	…………… 岐阜県衛生環境部環境管理課…	3
講 演	「業界から見た産業廃棄物問題」	……………	6
	講師 (財)全国産業廃棄物連合会会長 鈴木 勇 吉		
協会だより	第3回理事会、第2回委員会、自主パトロールの実施	……………	16
	「要覧」発行のごあんない、新規許可講習会(収集運搬課程)受講者受付中他	……………	17
行政ニュース	「(財)地球環境村ぎふ(仮称)」設立準備委員会開催、平成7年度美しいふるさと運動「空き缶クリーン・キャンペーン週間」行事(第2回)の実施について他	……………	18
会 員 の 声	……………		19
お 知 ら せ	マニフェスト購入の手続きについて	……………	20
	マニフェスト購入申込書	……………	21
編 集 後 記	……………		22

表紙写真 んふスズラン国体(第15回国民体育大会冬季大会スキー競技会)イメージポスター
「ぎふスズラン国体」は、96年2月20日(火)~23日(金)の会期で、大野郡朝日村・鈴蘭高原一帯(スキー競技会)、久々野町・あらかぎ湖畔(バイアスロン競技会)で開催されます。大会には、選手団2,400名をはじめ、大会運営関係者、視察員、報道関係者等合わせて5,700名の参加が予定され、岐阜県では27年ぶりに開催される国体として、成功へ熱い期待が寄せられます。



地球環境村構想の推進

岐阜県衛生環境部長

小 田 清 一

記録的な猛暑も秋の訪れとともに嘘のように感じられ、過ごしやすい季節になりましたが、社団法人岐阜県環境保全協会の皆様方におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、ぎふ保全協会報の貴重な誌面をお借りできる機会を得ましたので、廃棄物行政における最近の課題等を御紹介したいと思います。

近年、日本の産業の著しい発展等と相俟って、産業廃棄物の排出量の多様化、増大化の傾向に加え、従来の設備や技術では適切な処理が困難な廃棄物も増加しており、これらの状況に見合った廃棄物処理施設の適正な整備が緊急の課題となっています。

しかし、一方では、廃棄物処理に対する正しい認識の欠如に伴う廃棄物処理施設に対する地元住民の根強い反対運動が支障となり、その建設は困難な状況にあり、21世紀に向けて、これからの健全な企業活動、良好な環境保全のためには解決を図っていかねばならない問題があります。

このため、厚生省では、公共の信用力と民間の資本力や技術力を活用した第三セクター方式による「廃棄物処理センター」制度を創設し、モデル的な産業廃棄物処理施設を整備することによって全国の施設のレベルアップを図るとともに、産業廃棄物処理への信頼の向上による施設整備の促進を図ることとし、すでに全国では、7か所で廃棄物処理センターの指定を受け、廃棄物処理施設の

整備が進められております。

また、今日の課題である地球環境問題や地域環境問題への対応、あるいは、省資源・省エネルギー対策などを図るためには、ごみの減量化・リサイクル等に対する住民の意識改革や、リサイクル施設等の整備を一層推進する必要があります。

このような課題に対応していくためには、廃棄物処理施設の適正な配置に加えて、地域社会と融合した施設、地球環境を学習する施設等を総合的に整備し、県民と一体となった廃棄物処理体制を整備していく必要があります。

このため、岐阜県では、今後の廃棄物処理対策の基本的方向として「廃棄物・リサイクルの五原則（リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政）」を定め、21世紀に向けて、県内における廃棄物の適正処理の確保等を図るとともに、県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、地域と一体となった廃棄物処理体制を整備する「地球環境村構想」を策定することとしました。

この「地球環境村構想」は、廃棄物処理関係施設を核として、リサイクル、余熱利用等の資源活用及び地球環境問題に関する研究・実践を行うとともに、廃棄物処理関係施設の周辺に福祉・医療、生涯学習、文化、スポーツ等の各種施設を複合的・有機的に整備することにより、良好な生活環境の保全・創出及び地球環境への負荷の減少を図り、

“日本一住みよいふるさと岐阜県”の実現を目指すことを目的としております。

また、地球環境村の整備に当たっては、

- 1 地球の自然環境が十分に活かされたものであること。
- 2 地元の人にとって快適で魅力的なものであること。
- 3 全ての人々が喜び、楽しむことができるようなものであること。
- 4 地球環境を考える学習の場であること。
- 5 リサイクルを中心とした県内関連産業の育成に寄与するものであること。

の5点を基本的方針として整備することとしております。

さらに、この「地球環境村構想」の推進を図るため、公益法人である財団法人「地球環境村ぎふ(仮称)」を、県、市町村及び民間からの出捐により設立することとしております。

この財団では、地球環境村構想を推進するため、廃棄物処理センターの指定を受けることによって公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を図るとともに、地元市町村と協議しながら地球環境村の整備を進めていくこととしております。

財団の成立、運営につきましては、環境保全協会の会員の皆様を始め、排出事業者や市町村の御協力が不可欠でございますので、構想の主旨を御理解のうえ、財団の設立に向けましてなご一層の

御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、いわゆる「容器包装リサイクル法」について県の取組み状況を説明させていただきます。

この法律は、市町村だけが一般廃棄物の処理に関する責任を負うというこれまでの仕組みとは大きく異なり、消費者、市町村、事業者(特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者)が役割を分担し、消費者は分別収集への協力を、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を、事業者は分別された容器包装廃棄物の再商品化をそれぞれ行うことによって、一般廃棄物の減量化及び資源の有効な利用の確保を目指すものです。県も、法律の本格的な施行を前に、今後は分別収集促進計画を定め、リサイクル促進の意義に関する知識の普及及び市町村に対する技術的援助を行うことによって、この法律の目的が達成されるように努力してまいります。

以上、地球環境村構想と「容器包装リサイクル法」の施行について御説明しましたが、これらの具体化及び円滑なる運用のためには、皆様方の御理解と御支援が必要なことは申し上げるまでもありません。

今後ともこの美しい県土を守っていくためになご一層のお力添えをお願いする次第です。

岐阜県環境影響評価条例の対象事業について

岐阜県衛生環境部環境管理課

岐阜県の環境行政のより一層の推進を図るため、本年3月、県が制定した「岐阜県環境影響評価条例」(本誌前号で紹介)は平成8年4月1日から施行されます。施行に向け、県は条例の施行規則を本年7月19日付けで制定しました。県環境管理課に表題「岐阜県環境影響評価条例の対象事業について」をご寄稿いただきましたので、以下に紹介いたします。

○はじめに

日頃は、県の環境行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

本誌前号(第24号)でご紹介いただきましたので、既にご存じのことと思いますが、本年3月に岐阜県環境影響評価条例が制定され、平成8年4月1日から施行されます。

現在、当課では、条例の施行に向け、必要な事項を定めているところですが、この度、平成7年7月19日付けで岐阜県環境影響評価条例施行規則を制定しました。

○対象事業の要件

条例では、対象事業についてその種類が定められていますが、その具体的な内容及び規模などの要件については規則で定められることとなります。また、対象事業は、第1種対象事業と第2種対象事業に区分されていますが、その区分は対象事業の規模によってなされます。

対象事業の規模については、別紙一覧表(5ページ)のとおりですが、ここでは、特に廃棄物最終処分場の建設及び廃棄物処理施設の建設についてご説明します。

○廃棄物最終処分場の建設について

廃棄物最終処分場とは、廃棄物処理法の適用を受ける一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場をさしています。

また、新規に設置する場合だけでなく、既存の処分場を変更(増加)する場合について対象となります。

規模については、埋立地の面積を基準とし、第1種対象事業は30ha以上、第2種対象事業は5ha以上30ha未満となります。

なお、変更については、変更後の面積が30ha以上、又は5ha以上30ha未満となった場合に対象となります。

内 容

廃棄物処理法第8条第1項、第9条の3第1項又は第15条第1項の最終処分場の設置又は変更

規 模

(第1種)

設置 埋立地の面積が30ha以上のもの
 変更 埋立地の変更後の面積が30ha以上となるもの

(第2種)

設置 埋立地の面積が5ha以上30ha未満で、かつ、施行区域の面積が40ha未満のもの
変更 埋立地の変更後の面積が5ha以上30ha未満となり、かつ、施行区域の面積が40ha未満のもの

内容2

廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更

規模

内容1と同じ

○廃棄物処理施設の建設について

廃棄物処理施設とは、廃棄物処理法の適用を受ける一般廃棄物（ごみ）処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち焼却により処理する施設をさしています。また、廃棄物最終処分場と同様、設置又は変更の場合が対象となります。

規模については、一日当たりの処理能力を基準とし、第1種対象事業は200t以上、第2種対象事業は100t以上200t未満となります。

なお、変更の場合は、増加する能力が200t以上、又は100t以上200t未満となる場合に対象となり、処分場の場合とは考え方が異なります。

内容1

廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3第1項のごみ処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更

規模

(第1種)

設置 処理能力の合計が一日当たり200t以上のもの
変更 増加する処理能力の合計が一日当たり200t以上のもの

(第2種)

設置 処理能力の合計が一日当たり100t以上200t未満のもの
変更 増加する処理能力の合計が一日当たり100t以上200t未満のもの

○廃棄物最終処分場の建設と土地開発事業の取扱いについて

条例で定める12種類の対象事業の中で、「土地開発事業」というのがありますが、これは面的な整備を行う事業のことをさし、廃棄物最終処分場以外の対象事業（廃棄物処理施設、道路など）は除かれることとなります。

すなわち、廃棄物最終処分場については、土地開発事業から除かれていないため、土地開発事業として対象事業になることを示しています。

土地開発事業は、施行区域（開発する区域）を規模の基準とし、第1種対象事業は40ha以上、第2種対象事業は20ha以上40ha未満で対象となります。

したがって、廃棄物最終処分場を建設する場合は、埋立地の面積又は施行区域の面積でもって対象となるかどうか、第1種と第2種の区分がどうなるか判断されることとなります。

埋立地面積 施行区域面積	5 ha未満	5 ha以上 30ha未満	30ha以上
20ha未満	対象外	第2種	第1種
20ha以上 40ha未満	第2種	第2種	第1種
40ha以上	第1種	第1種	第1種

別紙一覽表

事業の種類	要件	
	内容	規模
1 土地開発事業 (2～6, 8～12を除く)	① 土地開発事業(以下②～⑤、公園事業を除く) ② 流通業務団地造成事業 ③ 工業団地造成事業 ④ 土地区画整理事業 ⑤ 農用地造成事業 ・ 高速自動車国道 ・ 一般国道、県道等 ・ ダム ・ 放水路 ・ 取水堰 ・ 新幹線鉄道 ・ 鉄道又は軌道 ・ 陸上飛行場 ・ 廃棄物最終処分場の建設 ・ 廃棄物処理施設の建設 ・ 工場又は事業場の建設	第1種対象事業 施行区域の面積40ha以上、 標高1,500m以上の事業は5ha以上) 施行区域の面積70ha以上 施行区域の面積70ha以上 a 施行区域の面積100ha以上 b 施行区域の面積70～100ha (原野・山林面積が40ha以上に限る) 施行区域内の団地の面積500ha以上 すべて 4車線以上かつ延長10km以上 湛水面積200ha以上 土地改変面積100ha以上 延長300m以上 すべて 区間延長10km以上 滑走路延長2,500m以上 埋立地の面積30ha以上 処理能力200 ^ト /日以上 処理能力200 ^ト /日以上 a 最大排ガス量10万Nm ³ /時以上 b 平均的な排出水量1万m ³ /日以上 c 敷地面積20ha以上
2 道路の建設		第2種対象事業 施行区域の面積 20～40ha
3 ダム又は放水路の建設		施行区域の面積 40～70ha
4 堰の建設		施行区域の面積 40～70ha
5 鉄道又は軌道の建設		—
6 飛行場の建設		—
7 廃棄物最終処分場の建設		埋立地の面積 5～30ha
8 廃棄物処理施設の建設		処理能力100～200 ^ト /日 処理能力100～200 ^ト /日
9 工場又は事業場の建設		a 最大排ガス量5万～10万Nm ³ /時 b 平均的な排出水量5千～1万m ³ /日 c 敷地面積10～20ha
10 電気工作物の建設	・ 水力発電所 ・ 電線路	出力1万～3万kw 電圧25万～50万v
11 研究所の建設	・ 科学研究所	—
12 高層工作物又は高層建築物の建設	・ 建築物 ・ 工作物	— —

業界から見た産業廃棄物問題

講師 (社)全国産業廃棄物連合会

会長 鈴木 勇 吉

本誌前号で紹介のように、当協会は本年6月23日、本巣郡穂積町総合センターで第12回通常総会を開催。総会終了後、(社)全国産業廃棄物連合会鈴木勇吉会長を講師にお招きし、記念講演会を開催しました。鈴木講師は「業界から見た産業廃棄物問題」を演題に、産業廃棄物処理が抱える今日的諸問題を約1時間30分にわたって講演されました。以下は、その内容をまとめたものです。

はじめに

ご紹介をいただきました鈴木でございます。今回は総会を無事終わられました、ご同慶にたえない次第でございます。大変鬱陶しい梅雨空の中を皆様方にはご出席を賜わりまして有難うございます。

実は昨日この岐阜の協会からも何人かお出でを頂いたのですが、私ども連合会の総会をニューオータニで行いました。全国から600人余りのご出席を頂きまして、大変盛大に行なわせて頂いたわけでございます。ご来賓の皆さんも関係方面の方々、厚生大臣、或るいは環境庁長官とか国会議員の先生方や、厚生省、通産省、それから建設省等の役所の皆さん達にも出席を頂いたり、それから環境衛生センター或いは振興センターの理事長さん等のご出席も頂いたわけでございます。

今ご紹介を頂きましたように、昨年11月に私の前任者であります太田会長が肺癌で亡くなりました。そのあと49日を経まして丁度1月1日から私とその重責を引き継ぐということで、まだ会長になりたてのほやほやでありまして大変未熟でございますけれども宜しく願いいたします。

太田会長さんのもとで専務理事を10年以上やって参りましたので、運営の中味については余り変

らない行き方をしたいとは思っておりまして、何せ今年

は私が会長に就任した途端に阪神の大震災がございました。そちらの方へ相当いろいろと仕事の量が、精力を取られてしましまして、昨日も少し報告を総会でしたわけでございますけれども、なかなかやはり復興するには、なんといいましても廃棄物の処理をきちっとしなければ、復興が進まないという状況でございます。

危機的経済情勢と産廃処理業の位置付け

さて、本題に入りますが、昨今のこの経済情勢というものは、私の申し上げるまでもないことでありまして大変ひどい状況であります。私ども連合会も企業年金制度と云う制度がありまして、この年金制度を作って加入しており、幸いと云いますか信託銀行でなく生保会社を主に金融会社として、それもまだ3年足らずでありますので、言わばバブルが弾けたあたりに設立をしたものですから、今のところそれ程の危機感はありませんが、先日生保会社に15社位集まってもらいまして、今後の運営の話し合いを致しました。ご承知のように日本の株は、14,000円台で15,000円台を上がつ



講演する鈴木勇吉講師

たり下がったりしており、言わば日本で一番大きい生保会社である日本生命、これも今や世界の日本生命と云われた位の資産を持っておるということでしたが、その資産がすっかり目減りをいたしまして、まあ12,000円位に株が落ちますと、日生も含み資産が殆ど無くなるというような話を2、3日前にしておりました。勿論日生がその位になった時点では、都市銀行といえども殆どもう壊滅状態に近い状態になるであろう、ということとは日本の経済自体が非常な危機的な状況になるのではないかと云う話をこの間やったわけでありませぬ。

そう云う状況のなかで「産業廃棄物処理業」というものがどういう位置付けになるのかと痛切に考えているところでございます。これが幸か不幸か殆どが中小零細企業で、そういう意味では片方ではその経済の悪化の煽りをもろに受けている面がございますのと、片方では急激に膨張した、いわゆるバブル期に膨張した業界ではありませんので、そういう意味で経営のうえで大変資産を無くしたとか、損失を招いたとかは余り無いようであります。しかし私が最近いつも申し上げておりますのは、どういう経済情勢になろうと環境を守るという点においては、これを疎かにするわけには行かないわけでありまして、経済情勢が悪い時こそ私達業界は、歯を食い縛って、しっかりと環境を守らなければいけない、と云うことを申し上げてきたわけでございます。

排出事業者の自己処理責任

そこで幾つか中央の情報とでも申しませぬか、ご報告を兼ねて申し上げたいわけでありませぬが先程も紹介にありましたように、廃棄物が不法投棄された場合の原状回復のための方策と云いませぬか、委員会を厚生省はつくり、その報告書が本当はもう4月頃に出ていなければならぬのに、一応、これは終了しております。

実は、今の「廃棄物処理法」を改正したときには、宮内庁を除いた全省庁が俺の方に関係があると云

うようなことで全部が一斉に厚生省に対して申し込みをしてきたわけで、このことは冒頭申し上げましたように廃棄物というものがどんなに大きくて広い大問題であるかということ象徴しているわけでございますけれども、そう云う形で合議を重ねたわけです。事務次官会議にかけてそれから閣議にかけて初めて国会に提出できるという順序を経るわけでありませぬが、その事務次官会議にかかる前に局長クラス、次長クラス、課長クラスのところで、なかなか前に進みませんでした。これこそこれから申し上げたい中味でございまして、不法投棄に合せて、排出事業者の民事責任、民法上の責任を問う、いわば不法投棄をした廃棄物に対してその行為者が原状回復を経済的に出来ない場合は、委託をした排出者は当然これに対して原状回復の費用の負担をするんだと、してもらんだと云う条文が、1項、第1案にそのとき入れたわけで、これは経団連と随分私議論を致しまして、ともかく通る通らないに関わらずそれは入れて貰いたい、厚生省も若い補佐クラスの官僚の皆さん達も是非入れたいということで入れたわけでありませぬ。それから廃棄物の処理、産業廃棄物の処理に関しては、いわば適正に処理出来る費用を、契約をしなければいけないと云う趣旨の条文を入れたわけでありませぬ。

私はその第1案が出ましたときに、これで我が国の適正処理は相当進むと、不法投棄は無くなるなど実は密かに喜んでおり、まあ大体80点以上になるかなあと思いましたが、それが合議のなかで敢えなく討ち死にを致し引き抜かれ、そして第2案になり、第2案になりましたら2案の中では、今申し上げましたような適正処理コストが引き抜かれ、第3案が今の廃掃法でございませぬ。

従ってもう夜中まで作業を厚生省の皆さんはやりまして、私も加わりましてやったわけで、なんとか政令か省令の中で、実はこれが今考えると或る意味では、痛恨の極みなんです政令の中でいわば排出者の委託責任を付けようじゃないかということで、委託の基準を入れました。第6条であ

ります委託者である排出事業者に対して、いわば委託責任という条項を何とか入れようじゃないか、しかもこれも引き抜かれる可能性が非常に強かったものですから、夜中に法制局へ行きまして、それを見せ攻めたてて承認を貰ったという、そこまで苦労してあの委託基準を厚生省が作ったわけです。それでまあ政令でなくて具体的には省令のたしか8条と思いますが、そこで書面で作らなければいけない、契約を書面でしなければいけない、書面の中にはこういうことをきちんと種類や量をきちんと書かなければならないとか、いろいろ入れたわけで、こういうことは必ず入れなければいけないということで委託基準を作ったわけで、ところがその、まもなく出るであろう原状回復の報告書に至る議論の中で、実は排出者の責任を又復活させようと、私等は密かに思ったわけで、そこには確か幾つかの県の部長さんクラスが委員として入っておられますし、それから又学者の方も何人かおられますし、私と一緒にしまして排出者の責任を何とか入れようじゃないかということで、全く意見の一致を陰では得たわけですが、経団連とか、建設業界とか、大手コンサルタントは絶対に受け付けない、先程痛恨の極みであったかも知れないと言ったのはそこなのです。

委託契約という、いわば確かに法律的な概念からいえば、法律をやった方はお解りになるんですが、委託契約、契約の自由というのは、近代国家、社会を作るうえで絶対の要件なのです。契約の自由、従って委託契約をさせておいて、そして契約書をきちんと交わしたのに、何で処理業者が悪いことをやったことに対して、私達は責任を持たなければならないのか、確かに表面上は建前からいえばその通りなのです。

それで痛恨の極みという言葉を使ったのですが、しかし、実体は違う、これは処理業者の方、皆さんがやられておりますのは、確かに委託契約を結んでやらなければいけない委託基準があります。

最も実体的には初歩の段階で委託契約書を処理業者が作って恐る恐る排出事業者の処へそれを

持って行って「判を押して下さい、4,000円の印紙税は私の方で持ちます」。「お前の方で持て」と言ったことで、本来は、委託基準からいけば、委託契約は委託する側の基準でありますから、当然のことながら、これが契約書を作らなければいけないのに、マニフェストと同じで処理業者の方が持って行って、ああそうかということで判を押して、しかし形の上では委託契約に違いありませんが、しかし、そうやって委託契約をしても、後から胡散臭い処理業者が行って、「もっとうちの方が安くやりますから」、なんてことをいわれると委託契約を交わしたきちんとした処理業者に対して、「お前明日から来なくていいよ」というのが実体なんですね。現実には殆どそういうことになっている。ところが国のレベルでそういう委員会で議論をやりますと委託基準を盾にとりまして、委託契約というものを我々排出事業者はやっておる以上、国が決めた委託基準にのっとる以上我々にどうしてこれ以上の責任を被せるんだという議論になってしまった。

これはまあ日本の国というのは、建前と実体との乖離といいますか差が有り過ぎるわけで、そういう問題が大きく出てきて、しかし、処理業界と致しましては申し上げましたように実際にはそういうことで契約の形態さえなしていないわけでありまして、「それならば貴方の方は処理業界はその当該委託者である排出企業を訴訟を起こしても訴えればいいじゃないか」、といわれてもそんなことはとても一つ一つ出来ないことであり、これもまた建前的にはそういう見方になってしまう。これが実体なんです。ひっくり返せばそういう状況が不法投棄を何時までも無くせない状況になっていることは、もうここにご出席の皆様方は全部おわかりの通りです。

そこで私どもは考えたわけですね。これは昨年の11月2日に出たジュリストという法律の専門誌に横浜大学の先生と、兵庫県法学部の先生とか私でその辺の処をこれに発表しております。けれども言わばそれでは、「廃棄物処理法」は第3条

において、排出事業者は自分で出した廃棄物を責任を持って処理しなければならないと書いてある、書いてあるけれどもご承知のように概念規定に過ぎなくて、実際には殆どペナルティを課していない。せいぜい大量に出す処とか、特管物を出すところは、排出の計画をたてて事前に報告しろとか、その程度のことしかやっていない。実体的にはペナルティを課していない。そういう状況ですからこれを何とか、その概念規定じゃなくて、生かそうじゃないかと私ども考えたわけでありませう。生かしてやる為には、本来委託契約は委託基準によってやると致しましても、しかし、少なくとも廃棄物処理法の概念では、排出者の責任であるから委託契約はしても、しかし、契約をした相手方に対して、排出者が自分で処理をしなくてはならない原則があるのですから、処理が終わるまで委託契約はしても処理業者に対する監督責任は有るはずだとすれば、最終処分がどういふふうに行われているか、いわば結果に対しての責任を持って貰おうではないか、まあ一寸苦しいところではありますが、けれども行政法上はそういう解釈は成り立つのではないかと、従って自己処理の範疇の中で言わば許可を持っている廃棄物処理業者が、その排出事業者の責任の範囲の中で適正処理をやるんだという考え方はどうだろうか、正にそういうことで結果責任を負わせる。

若し結果責任を確認をして結果責任を負はなかった場合には、これはやはり強制的に経済的なペナルティをやって貰おうじゃないか、刑事上の問題は勿論行為者である処理業者が受けるわけで、民事上、刑事上の責任が生じますが、どうも今まで100件が100件ともそういう事件を若し不法投棄、不適正処理をやった処理業者、或いは無許可業者は自分で回復するだけの力が無かったわけですから、そして例の四国の香川県豊島(てしま)の問題にしろ、福島のドラム缶の問題にしても、持って来た相手はわかっている、委託した相手はわかっているんだけれどもそこに責任を付すことができない、私は前から、その法律の委員会でも

申し上げて来たところですが、不法投棄された廃棄物を誰が原状回復するかということについて、その行為者である処理業者が出来なかった場合に誰がするかということについて今の制度の中では、何の規定もない。

これが非常に問題なんですね。排出者の責任も無ければ、不法投棄の山を積まれてしまった自治体、県や市町村の責任にも勿論ならない。そうすると、いたずらに環境を汚染するという状況があるにも関わらず、我が国の制度というのは、そういう場合に行為者以外の者が原状回復をするということにはなっていないわけで、こんな制度というのは、私も随分ヨーロッパやアメリカ各国へ行っておりますが日本位ですね。その基本的な問題といいますのは、申し上げて来ましたように排出者の責任が非常に曖昧になっているという1点に集中されて行くわけで、逆に申し上げるならば、不法投棄されてしまったものを、原状回復を委託をした排出企業が経済的に負担をしなければならぬということになったら、これはもう委託契約をするときに、この処理業者は大丈夫かそして処理場まで確認をしたり、その為に必要なコストはきちんと出さなければいけない。

そういうことになるはずなので、そうすれば適正に委託をして、適正な処理コストを払ったよりも遥かに何倍もきつい経済的なペナルティを受けるわけですから排出事業者は、うっかり安いからといって変な処理業者に委託が出来ないということになるはずで、この当然のことが1970年、昭和45年にこの法律が施行されてから今日までずっと引きずって来た問題です。

環境問題の中味はグローバル

しかし最近の世界の環境に対するきびしい目があり、地球環境問題が出てきてそしてその中で日本だけが、そんなゆるゆるとした状態で環境に対して放置をしておくわけにはいかない。一方ではロンドン条約が出、バーゼル条約が出て、そして特管物もどんどんこれから増やして、確か41か2

有りますが、それまで持って行かぬやいけぬ。しかし、実体はそんなものに一辺に持っていったら今の日本の産業廃棄物の処理の体制というのは、無茶苦茶になります。これはもう扱われている皆さんは、処理業者の皆さんも県の皆さんもご存じだろうと思います。けれどもそういう状況であるわけで、そうなれば申し上げましたように排出者の責任をきちんと問うというよりは、本来ならば排出者の責任でなければならなかったわけです。

ただここで一寸幾つかの問題を考えてみますと、我が国の環境法が昨年11月ようやく通ったわけですが、その関連の法律は公害から来ている。水俣や四日市から来まして、慌ててご存じの「公害対策基本法」というのを、昭和22年に作りまして、しかしその時は産業活動との平均化を睨んで作った。しかし、その後いろいろ問題が出て来るものですから、少し強めて「環境対策法」を作った。しかしこれは実は全部元へ戻さなければいけないと思っております。公害というのは、一言でいえば人の事業活動によって人に危害を加える、生命財産に危害を加える、それを公害と指定している。その範囲しか考えていない。これでは話にならない。環境というのは、地球環境といわれるように、地球の資源を掴みだして、そしてそれを運んで、生産をして流通を経てユーザーや消費者がそれを消費をしていく、その過程の中で廃棄物も出、リサイクルの問題も出る。最終的にはそのユーザーや消費者が廃棄物を出す。その総てが環境問題である。非常にグローバルな問題である。どうも公害の理念、或いは公害の概念の中で法律を組み立てたのでは、もうとても追いつかないわけです。

最終処分場を作りたい。公害を出さないような処分場にしなければだめだ、といわれるんです。そうじゃなくて環境を維持するためにどの程度の高いレベルの施設を、どの位今必要としているのか、しかし出来れば最終処分というのは出来るだけやらない方が良く決まっていますから、その前段階において出来るだけ最終処分そのものを少なく

して行こう、というそういう思索を含めた全てが環境問題です。

ところが、今の制度組立はそうなってはいません。墓場をいじくっているだけで処分場は中間処理場は、そこに流れてくる廃棄物の上流、上の方については、これは縦割りで、全然別れてしまって、これでは話にならない。環境というのは私何時でも申し上げるのですが、これは国のものであり、私達国民全体のものである。その環境に負荷を与えるということは、当然負荷を与えた関係者は、全て原状回復する義務があるんだということから、廃棄物の処理の問題は、発想を転換して行かなければならない。しかもそういう制度の組み立ては、アメリカ、ヨーロッパはもうきちんとしているわけで、アメリカなんかは訴訟国家ですから私なんかが見ても異常な処があります。けれども何せ問題を起こした廃棄物の排出事業所に金を貸した銀行まで経済的なペナルティの対象にされてる位ですから非常に厳しい。そういう厳しさの何分の1でもいいから我が国にも必要なんです。よくその規制の問題が最近いわれまして、規制を緩和しろ、無くせという問題があるんですが、規制を緩和すればいっぺんによいことが出来るような錯覚を、マスコミの皆さんが持たせるような、まあ最も個々にはいろんなレポートが新聞にも載っておりますが、そんな難しい話はテレビはしません。大体テレビ程度の知識で皆さんも規制の緩和をいわれませんが、あれはよくいわれればけれども、いわば経済的な規制とそれから社会的な規制と大体二つにわけることが出来、そして経済的な規制を外すべきであるというんです。

成程一面的に見ますと昔はタバコ屋さんでも、酒屋さんでも何百米離れていなければ店を持つちゃいかん、とか実に考えてみますと、非常に理解に苦しむような規制を作っていたわけで、そういう11,000以上あるといわれる日本の規制というのは確かに無駄な必要のない規制も有りますけれども、しかし片方の社会的な規制というのは、これはもうその生命、財産を守るため、或いは環境

を守るためにルールとして無ければ、歯止めにならないわけで、例えば今、中東の良い石油を高い値段で、高い値段といっても随分下がっていますが、大きな石油会社が仕入れています。もっと東南アジアのかなり質の低いレベルの石油を経済の自由の原則にのっとって仕入れて売れば今のガソリンの何分の1かで売れるわけですが、そこから出る排気ガスはこれは、相当に質の悪い排気ガスで経済的に安いからといってそれで良いというわけには行かない、そうすると排気ガスを綺麗なものにさせるためには社会的規制が当然必要である。

そういう問題のバランスを考えながら或いは、経済的な規制といたしても、例えば我が国は規制を外すとどうなるかと私も考えて見たのですが、談合というのがある。例えば都市銀行の定期預金を見ましても、これはもう自由化になっているにも関わらず皆んな利率が殆んど同じ、一番うるさいことを書いている新聞がですね、毎日、朝日、読売皆んな値段が同じ、あれ談合なんです。規制でやっているわけじゃない、そうしますと規制を無くしても談合でやられちゃなんにもならないわけで、ですからそういう意味で経済規制の中でも独占禁止法のような法律はもっと強化をしなくてはならないことになる。そういう理屈になっていくわけですが、規制の問題もいろいろ沢山あるんですが、何れにしましてもとにかく必要な社会的規制は、きちっとこれは確保しておかなければいけない。廃掃法をみますと、申し上げましたように本当に必要な規制がされていないのではないか、実際に不法投棄、これはもう法律が出来る前からの問題であるにも関わらず、今だに解決をしていない。その解決のためには申し上げましたように排出者の責任をどういう形で持つて行こうか、委託基準があっても監督責任を強化することによって確認をしなければならない、と最終処分のようなことを責任の中に付けることによって少しは、不法投棄を無くすことが出来るのか、不法投棄が有る、沢山やられているのに真面

目に一生懸命やっている処理業者は、不法投棄をやっている業者よりも、企業の力が衰えたり、悪い影響を蒙っているのでは話にならない。やはり適正に処理をやっている優良な処理業者に委託をさせるというような方向付けはどうしても社会的な規制である廃掃法の中に入れて置かなければならない。

「原状回復」は制度化による義務付けを

それから不法投棄には誰が捨てたのかわからないもの、そしてその廃棄物は何処から出たか排出者が定かでない、そういう廃棄物は全国ではまだ随分あるわけで、じゃあ誰が原状回復するのか、さっき申し上げたように制度の中ではそういう制度が無いわけでありますから、これは制度化が必要であります。さてその方法はどうか、ということでこれは基金制度にするのか、アメリカのようにスーパーファンド制にもって行ける国なら良いですけれども、とてもそこには持っていくのは難しい。従って基金制度か積立金制度か、じゃあ誰が基金を出し誰が積み立てをするのか、そんなことを考えて行かなければいけないのですが、何れにしてもその正体の解らない廃棄物の原状回復をどのようにするかということが問題になる。それから、法律の改正が来年あたりから出されるであろうと私は申し上げましたが、これが又余り後退をしないようにして貰いたいということを願うのみであります。

けれども少なくとも今申し上げたように、排出者の監督責任というものを、一つ、でんと据えて置かなくてはいけないと思っておりますが、その結果を少しお話したい。先程問題が幾つかあるといったもう一つの問題は、我が国は中小企業が非常に多い。大蔵省の白書を見ますと、大体有限会社、株式会社というものが156万社もある。私ども日経新聞を開けますとそこに株を公開している上場会社が載っておりますがあれが2,000社位。156万の営利法人が如何に多いかということです。それ以外に事業協同組合等その他あるわけで、個

人企業も勿論あるわけで、だから中小企業庁の数字を見ますと実に600万、まあ父ちゃん、母ちゃんてメタルを磨いてそのメタルの粉を産業廃棄物として出しているものを含めると600万あるという数字が出ている程、これはもう世界各国に比較して断突に中小企業が多い。逆にいえば中小企業によって実は日本の経済というのはここまで立ち上がって来たのではないかということがいえると思う。何年前かに4、5年前ででしょうか、豊田市で私講演を頼まれて、それはトヨタ自動車の系列会社が、東半分だか、西半分だか忘れましたが何百社が集まりましたそこで講演をしろといわれまして、その時私は約束をして頂いたのは、何をいってもいいかという約束をした。

実はどういうことかといいますとトヨタ自動車は、その時に65,000人の社員であったわけです。一方その時アメリカは非常に自動車は不況で、ゼネラルモーターズという一番大きいアメリカの自動車会社は70万人の社員を抱えており、そのゼネラルモーターズと、65,000人の社員を抱えているトヨタ自動車とはほぼ同じ台数の自動車を生産しているという形になる。もうおわかりの通り殆どの部分は中小零細企業が関連会社、いわば下請け会社として存在している、そのことを私はいわなくてはならないから、何をいってもいいかといった。そこで考えられることは、その当時はもうトヨタさんは物凄い、世界上位の5位のランクに入っている。その時に私が皆さん方に申し上げたのは対PPPですね、トヨタプリンス、プリンスルですか、いわば汚染原因者負担の原則をこれから一寸考えたい。それは上位の企業がその下の下位の企業にその又下位の企業から下の企業へ一体環境費用がきちんと流されているでしょうか、貴方がた流されて貰っていますか廃棄物処理、廃棄物が出るのですから、社長が1人いて20人の社員がいて、うちの製品これだけ上げている、これだけの年間予算でいいだろうとボンとあてがい扶持になっていてその中には廃棄物の処理費用は入っていないだろう、殆ど入っていないはずだという

話をその時申しあげた。殆どの方が領いておられた。いわばそれはトヨタさんのあの膨大な利潤の中に全部吸い込まれていた。アメリカはそれを指して何をいったかといいますと、「非常にお前の国はアンフェアである」と私に向こうの学者の先生達や環境庁の人達はいった。なぜならばお前のところは必要な環境費用を自分の国の環境に支出をしないでその分まで競争力をつけて我が国に入ってきているのではないかと、彼らは嘆いたわけです。私も全くそう思います。ですから私ども中小の排出企業に行きますと予算が無い、実はもうぎりぎりです。予算が無い適正な処理をやるためにはこれだけの支出が必要なんだけれど申し訳ないがもう少し安くやってくれないかと、逆に業者から頼まれてしまうことがよくあります。これは、経済構造の問題です。日本の経済構造の問題です。今、それがようやく崩れかけているわけですが、そうしたらどういうことになったかという経済情勢が悪くなってそうして、こういう形になりましたら、その下請けの中小企業にさえ、生産の関連企業として生産をさせることを止めて、その部分をボンと取って中国や東南アジアの安い土地の安い人件費の処に持って行ってしまった。向こうで生産をしますから当然製品は安い、そうすると自分の会社が向こうで作って自分の処へ受け入れるのに、これはもう日本の国は安い製品を入れざるをえない逆現象が、言はば経済の空洞化がどんどん今起きている。それに対して政策は何も打つ手を持っていないというのは、これも皆さんご存じの通りです。

昨日も国会議員の先生方が沢山来ましたが、そうした先生方に私何時も率直に申し上げているんですけども、日本の経済が大変な状況になっている、選挙も大事でありましようけれども、やはり経済をどうやって回復するかということについて本気になってもう取り組んで頂かなくてはならない。基本的には経済の仕組みの構造を変えていかななくてはならない、大企業は関連企業に対して当然生産の段階で処理費用というものを見なくて

はいけない。これは経費の内部化と申します。ところが今は外部不経済化をして、雑費か何かと同じように考えてやられているわけですから、適正なコストは出ない。いくら委託基準を制度で決めたって守れっこないそういう一番根深い問題を私どもはよく考えなければいけないだろうと思っておるわけです。

消費から適正処理までを組み合わせた廃棄物処理法を

このことを考えました時に私は日本の消費者、つまり使い捨てという温ま湯に浸り過ぎて来た私達国民の一人一人は同時に汚染原因者であることは皆様方ご承知の通りです。よ考えますと政治をやっている皆さんだけを責めるわけには行かない、日本人一人一人がどうも消費の段階で余りにも未成熟な生き方をし過ぎていたのではないかと、そこに実は原因があるのではないかとということを私は主張したいわけです。例えばものを買うにももう既にヨーロッパなんか、スエーデンとかドイツなんかも、この会社の製品は環境に対してこれだけの貢献度を持っている、或いは文化、美術に対してこれだけの貢献度を持っているといったことを徹底して問われているわけです。いわば非常にガラス張りではこれは役所ばかりでなく、企業もガラス張りではなくてはいけない、社会的責任が私は有ると思う。ガラス張りですから、少々このコップの形がこちらの方が綺麗でも綺麗な方はどうも余り貢献度がない、従って私達消費者はこっちの方を買おう、そういう国民の成熟度が上がっている。

そういう国と日本のように全くそういうことを考えないで只、物を捨てれば良い、黒い袋の中に何でもかんでも詰めれば税金でやってくれるという考え方、それとの差というのはこれは経済構造を直すという、直して行かなければならないという仕組みの中で、きちんとそういう消費者の姿勢も含まれなければならない。私はそういうふうに思っています、そのために努力をどうしたらいい

だろうかということは何時も重たく私は感じております。そういう成熟度があって初めて企業が製品を出す、生産をする時にこれはうちが環境を大事にしたというところを見せなければ、うちの製品の売れ行きが悪くなる、従ってこれはそういうふうに行って行かざるを得ない、そういう企業努力をしよう、そういうことにならざるを得ない、言わばそういう社会を私達は作る必要がある、基本的にはそういうことだと思います。

そして処分場の問題、或いは中間処理の問題を考えて見ました時に確かに処理コストが高いということになれば、今は不法投棄や不適正処理で逃げていますけれども排出者の責任をきちんと位置づけなければ逃げられなくなる、その時に初めて生産コストを下げるために企業というものは、利潤を追求する経済主体でありますから、努力するに決まっている。言わば出来るだけ廃棄物を減量化してあの高い処分場に持って行く処理コストを減らして行こう、或いはできるだけ技術開発をして再資源化の努力をしてそしてなるべくその持つていく量を減らそうということになる。

そこで最終処分場はそんなに無理に作って行かなくても今必要な部分があれば、これから出来る部分も勿論あるわけで、目の前の解決の問題、中長期的な問題を考えて廃棄物の処理を見た時に、そういう基本的な規制、社会的な規制が出来ていればこれは企業の方もそういう努力をせざるを得ないわけですから、随分日本の環境も回復するでありましょうし、或いは少しずつ成熟した社会に向かうかも知れない。私はそういうことを本当に願っているわけでございます。

それから制度の問題になるわけですが、リサイクルの問題も考えたいわけで、一昨日12人の国会議員さん達と話し合いをした時、ただ再資源化をすればいいなどだけではいくらオームの尊師じゃないけれども何回繰り返しても意味が無い。あっちの尊師の方は意味があったかも知れませんが、そんなことでは解決しない。問題は再資源化をしたものの需要をどのように図るか、需要を図るか

いうことが無ければ解決にならないのは当たり前なんです、市場経済の中で片方では経済規制をどんどん緩和しようなんていいながら、リサイクルをやりなさい、やりなさいといってバージン資財で作ったものがよいに決まってるわけでリサイクルしたものの需要化を計らなければいけない。エネルギーを沢山消費して再資源化をして何になるか。平均してものを考えたらエネルギー消費の方がずっと地球環境を駄目にするのであるならば、何で溶融を貴方がた考えるのか、どうもやはりメーカー主導で素人さんばかりですから議員さん達も、思い付きで質問することは知っていますがそういうときの質問は良く聞いていない人が多いですね。ですから恐らく溶融施設というのはすごくいい、しかし何10億円かかりますということで、そりゃあいい施設だということになったんだと思う。

私は市民の一人として、多少市民税を払っている関係から絶対阻止しようかと思ったんですが、何れにしてもどうも我が国の環境産業というのは、よく見えますと無駄が多いですね。焼却施設もそうです。最もそれには、住民の、申しあげた成熟度の問題が、バランスの上に乗って来ます。見てくれが良くなければいかん、外から見ると何処かのホテルみたいな格好をした立派な施設がありますから、側に行くと見ると、いやこりゃあ焼却施設だ、焼却施設というのは出来るだけ大気汚染さえクリア出来ればコンパクトの方が良いに決まっておるんですね。それをコンピュータ制御にして、私達はスイッチを入れると全部見えますから非常に素晴らしい施設だと思いつつはありますが、良く考えて見ますと、それがどんなに設備投資、税金で設備投資をし、運営の中でランニングコストが掛かり、しかも故障が多いかということには思いを致さない。そういう全ての問題を私達は問い直す必要があると思っているんです。どうも国へ行って予算を持って来ることだけが、それによって施設を作らなきゃ、ということなんです。これでは困るわけですし、一昨日厚生

大臣をされた津島先生から、会長さんどうだろうという話がありました。それは建設国債、赤字の国債ですね、あれがまあ400兆円なんて非常に膨大なものをみているわけですけども、あれをですね、あれは建設ばかり考えているから、おかしいんで、建設されたものを処理する費用に向けることはどうだろうか、出来ないだろうかということで、そりゃ是非やって貰いたいと申しました。

今私も立派な処理施設を作るとすると、すぐ40億、50億かかるわけですね。清水さんとこの多治見の大きな施設あたりになりますと100億かかる。そういうものについて殆ど見るべき誘導策が無い。私は津島先生からそうやって頂いたから、そういうことも含めまして本当に効率的な施設を作られるようになっていかなくては行けない。しかし、まあご存じのように、また、廃掃法になって恐縮なんですけど今の廃掃法というのは、環境庁が基準を作る、従って厚生省は運営してますけれども、環境庁が基準作りをやりますから或る日突然シュレッダーダストは管理型に入れなきゃ駄目だと、環境審議会がいうわけですね。シュレッダーダストを管理型に持って行くということは少なくとも安定型の3倍近くの処理費用が必要になるという実態は関係無いわけで、環境庁はそれでいいですが、厚生省は行政の立場で大変です。

しかしそこで何を決めたかということ、1年間延ばして行くことです。すると通産省が、委員会を作り、シュレッダーダストの業界から突き上げが来ているんですね。自動車業界や整備工場やなんかから。そして、シュレッダーダストを管理型なんていきなりいわれたって困る。これは我々業界にとって大変なことだ、経済界にとってどうしたらいいだろう。通産省だってさすがに環境庁に文句がいえませんから、それじゃ出来るだけいろいろと手を入れて再資源化するところはするようにしようじゃないかと、馬鹿なことをやっているわけですけども、どうして省庁が3つシュレッダーダストの問題を扱はなきゃならないかということは、もう縦割り行政の弊害であることに間違い

ないことですが、そういう状況になっているわけで、それを見まして考えることは勿論いろいろある。皆さん方もそうだと思いますが、私がそこで申し上げたいのは廃棄物の問題については、これは私のかなり偏見が入っているかも知れませんが、私は廃掃法は改正をしないで、1回無くしてしまって、無くしたといたって5年位の時限立法にして、全く基本的に組み立て直すべきであるという主張をしたい位です。そして廃棄物の処理というのは、有害物は100パーセントこれは補足をして処理をしなくてははいけません。当然適正処理をしなくてははいけません。しかしそれに限りなく近いものから、や、遠いもの、建設廃材、汚泥そういうところに至るまでもっと実体的にこれを処理といいますかね、まあ建設省は副産物という言葉を決して離そうとしませんが、そういう意味合いも含めてですね、どうも19種類だけ産業廃棄物に指定して、後は全部一般廃棄物だと、その間にあるのは事業系一廃とかなんかわけのわからないものが常に重なっている。昨日まで廃棄物であったものが、一寸それが不足すると明日からは有価物であって、これは廃棄物ではないとか、そういうような制度でよいのかどうかもう1回考え直すとしたら、申し上げましたように環境は皆んなのものであって、環境という時点から、いわば地球の目減りして行くであろう資源をですね、どんどんどんどん私達は無駄に消費しているわけですが、そうした消費から最後の適正処理に至るまでの全てを組み合わせる上で、廃棄物処理法というのは作り直す必要が実は有るだろうと思っています。

当分我が国ではそういうことは私がいくら叫んでも、私の生きているうちに出来るかどうか分かりませんが、しかしそういうことは私は口を酸っぱくして死ぬまで大きな声を出して行きたいと思っています。そうしなければ日本の国の

環境は勿論地球の環境は保たれないわけです。一昨年のブラジルの地球環境サミットにおいても、沢山の生物、いわばエコロジーを扱っている学者の先生方を初め真剣になっていっています。我が国からは竹下さんが行って、金を出しゃいいんだらうなんてことをいわれたようですが、私はもうそのレベルが日本の政治のレベルであっては困ると思っています。また、人類というものは一体21世紀に生き残ることが出来るのかという話もでたわけです。人口はどんどん増えて行きます。終戦の時1945年には、20億人だったのが50年経った今日56億人になって後40年経つと100億人になるだろう、しかし地球のキャパシティーは決まっているわけですから、人口が増えれば当然食料は不足を来すし、資源が枯渇して来るわけですから生きていけるか、他の動物は殆ど死滅するであろう。人類だけが生き残るかも知れない。しかしその人類も肥大化して来ますから大丈夫かどうか、そういうことを真剣になって世界の先生方が叫んでおったわけでありまして。とすれば20世紀の現代に生きる私達というのは、私達の世界だけじゃ無いわけで私達は次の世代へバトンタッチをして行かなくてははいけない。それは前の世代から受け継いだわけでありまして。それなのにどうして20世紀の私達だけが自由気ままに大量に地球の資源を消費していいものかということが、その学者の先生達の、本当に涙を流しながら話す先生もおりまして、真剣に人類の先のことを、私達の後の世代のことを訴えている方が大変印象的でありました。私はやはりそういうグローバルな問題、しかしながら実に大切な問題を根底に据えながら、廃棄物の処理という問題とも皆さん方と一緒に取り組んで参らなければならぬと痛感を致しておるところでございます。どうも有難うございました。

(文責 事務局 林)

平成7年度第3回理事会を開催

8月3日午前10時から「全建総連厚生会館」において平成7年度第3回理事会が開催されました。

この理事会は、「財団法人地球環境村ぎふ」（仮称）の設立についてを議題とし、高木岐阜県環境整備課長から資料に基づき詳しく説明を受け質疑を行いました。

質疑では、今後の廃棄物処理における「地球環境村ぎふ」の内容や位置づけ、また実際の施設整備推進に臨むに当たっての諸問題が取り上げられ質疑応答、協議が進められました。

各委員会を開催

本協会各委員会の平成7年度第2回の会議が8月11日から9月1日にかけて相次いで開催されました。これら会議では、第2回理事会で新委員会構成について承認されましたことにもないそれぞれ委員長、副委員長を選出し当面の事業が協議決定されました。

▽広報編集委員会（8月11日午前10時から開催）

- 1 委員長・副委員長の選任について
委員長山村けい・副委員長浅野勇委員が選任されました。
- 2 平成7年度版「協会要覧」の編集方針について、従来通り発行することとし、岐阜県知事許可・岐阜市長許可全産業廃棄物処理業者名簿を収載すること。
- 3 「ぎふ保全協会報」第25号を発行すること。
- 4 「ぎふ保全協会報」広告掲載料金の改正について、 $\frac{1}{2}$ ページ建て20,000円を30,000円に9月1日から改めること。

▽研修指導委員会（8月11日午後1時30分から開催）

- 1 委員長・副委員長の選任について
委員長水谷重雄・副委員長後藤利夫委員が選任されました。
- 2 「ウエステック'95」視察研修会実施方法について、9月12～13日例年通り実施すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」の

追加開催について、追加開催予定日は平成8年1月23日(火)に実施すること。

▽適正処理委員会（8月23日午前10時30分から開催）

- 1 委員長・副委員長の選任について
委員長田中一郎・副委員長小倉満、國島弘委員が選任されました。
- 2 環境衛生週間（9月24日～10月1日）協賛事業について、自主巡回パトロールを9月26日西南濃方面、27日岐阜・中濃方面、28日東濃方面の3回実施すること。

▽総務委員会（9月1日午前10時30分から開催）

- 1 委員長・副委員長の選任について
委員長清水道雄・副委員長三浦茂、鈴木兼利委員が選任されました。
- 2 「地球環境まつり'95」協賛事業について、平成7年10月14日(土)恵那市・恵那文化センターにおいて開催の当該協賛事業を実施すること。

来たる11月1日(水)

産業廃棄物関係業務 研修会を開催

当協会では、会員を対象に業務担当者等の知識向上をはかるため、次により研修会を開催します。皆さんの受講をお待ちしております。

日時 平成7年11月1日午後1時30分から
4時30分まで

場所 岐阜県民ふれあい会館3階中会議室
研修テーマ

- (1) 産業廃棄物の現状と課題について
(県環境整備課)
- (2) 岐阜県環境基本条例について
(県環境管理課)
- (3) 心の健康と安全について
(東芝EMIライブ・カンパニー株式会社)

協会要覧（平成7年度版）を刊行

（岐阜県知事許可・岐阜市長許可全産業廃棄物処理業者名簿を収載）

大変お待たせしました。協会要覧の平成7年度版を9月1日付けで刊行しました。

この要覧の会員名簿は、平成7年7月1日現在の会員と、その業種などを収録いたしました。その後、業又は事業の範囲を変更された方、或は会社の代表者、所在地の変更等の記載

事項に変更が生じた方は、お手数ですが、その都度当要覧巻末の「協会要覧掲載内容訂正連絡票」により、当協会事務局までご連絡ください。

なお、当要覧は、会員に配布するものですが、会員以外の方にも希望者には実費（一冊2,000円・送料別）でお頒けしております。

9月26日～28日

協会自主巡回パトロールを実施

今般、国、県、市町村が主体となり、9月24日～10月1日までを「環境衛生週間」とし、本週間の趣旨に沿った運動をそれぞれ展開されることになりました。

そこで、当協会の適正処理委員会では、本週間の協賛事業として最終処分場を対象に自主巡回パトロールを次の日程により実施することにしました。

9月26日(火) 西濃地区4事業所

9月27日(水) 岐阜地区4事業所

9月28日(木) 東濃地区2事業所

「ウエステック'95」を視察研修

9月12日、13日千葉市の幕張メッセで開催の「ウエステック'95」の視察研修を実施しました。

この展示会は、厚生省初め関係省庁の後援を受け、全産連等廃棄物、リサイクル関係団体が主催するもので、最新の廃棄物処理リサイクル技術を一室に集めたもので9月11日から4日間開催されました。

研修は、研修指導委員会の企画事業として、坪内専務理事、高木環境整備課長、高橋大垣市環境部長を初め保健所職員等の参加をいただき、総勢26名で実施しました。

新規許可講習会（収集・運搬課程）受講者受付中

厚生大臣認定 産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集・運搬課程）

期 日	平成8年2月6日・7日及び平成8年2月8日・9日
定 員	150名/回
会 場	サンレイラ岐阜（岐阜建設労働者研修福祉センター）

- ・受講希望者は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。
- ・受講申込者が定員に達したときは、受付を停止いたします。
- ・受講申込書（実施要領）は、当協会又は県立各保健所（岐阜市の場合は岐阜市環境総務課）で入手して下さい。

《講習会についての問い合わせ先》

〒500 岐阜市藪田南1-11-12 水産会館内

社団法人 岐阜県環境保全協会

（担当：井上・大谷）

TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

「財地球環境村ぎふ（仮称）」 設立準備委員会開催

9月7日(木)午前10時から県庁議会西棟会議室において「財地球環境村ぎふ（仮称）」設立準備委員会が開催されました。

準備委員会委員の構成は、有識者7名、産業界等11名、行政8名の代表者26名で構成され、産業界等の代表として(社)岐阜県環境保全協会小瀬洋喜理事長、岐阜県産業廃棄物処理協同組合清水正靖理事長が出席しました。また、今後会議は衛生環境部長が議長となり、次の所掌事務を推進することになりました。

- 1 財団法人地球環境村ぎふ（以下「財団」という。）の寄付行為を立案すること
- 2 財団の事業計画等を立案すること
- 3 財団設立発起人会の開催に関すること
- 4 その他財団設立に必要な事項

10月4日(水)

空き缶ノーポイ・キャンペーン事業を実施

県民総参加体制による「日本一住みよいふるさ

と・ぎふ、づくりを目指している岐阜県は、行事の一環として、平成7年度美しいふるさと運動「空き缶クリーン・キャンペーン週間」を展開、本年はその第1回を5月30日～6月9日の会期で実施しました。

第1回に続く第2回は、環境衛生週間と同一期間の、今月9月24日(日)～10月1日(日)に実施されます。

実施事業は①空き缶ノーポイ・キャンペーン事業、②県職員による花の都ノーカン活動、③各種協力団体及び道路、河川関係機関による清掃実践活動、④県、保健所、市町村、各種協力団体、道路、河川関係機関による各種啓発事業となっています。

空き缶ノーポイ・キャンペーン事業は、来たる10月4日(水)、午後2時～3時、大垣市のグランドタマコシ鶴見店周辺で行われます。

県環境美化推進連絡競技会会員や県職員、大垣市、保育園児、各種協力団体の約150名が参加、街頭宣伝や啓発活動を行います。

地球環境まつり'95

10月14日(土)恵那市・恵那文化センターで開催

テーマは「リサイクル社会の定着に向けて」

岐阜県では、廃棄物の減量化、リサイクル、地球環境問題を広く一般県民に啓発するためのイベントとして、平成3年以来、毎年県下各地で「地球環境まつり」を開催していますが、本年度は来たる10月14日(土)、恵那市の恵那文化センターで開催されます。

今回は「ゴミを出さない生活とは何か」を真剣に考え、ゴミの減量化、再資源化を推進することが急務となっている中で、リサイクルを心がけた生活を基本とし、地域に根ざしたリサイクル社会を構築するための県民総参加の運動と

して開催されます。

1. 名称 地球環境まつり'95
2. テーマ リサイクル社会の定着に向けて
3. 日時 平成7年10月14日(土)10.00～15.30
4. 会場 恵那市長島町「恵那文化センター」
5. 内容 リサイクル楽市楽座・リサイクル抽選会・リサイクル推進功労者及び団体知事表彰・環境美化推進大会・講演会・展示コーナー等

なお、当日は、食品トレー、または空き缶を持参した先着5,000名に記念品が進呈されます。

適正処理確保のためには官民 一体の決断実行が必要

産業廃棄物問題が社会問題として、益々エスカレートしています。廃棄物の増大、多種多様化等発生原因、排出状況の問題、また、その処理処分をいかにするかの問題に至るまで事の重大性、かつ緊急性ほど今日大きな問題はありません。にもかかわらず、その対応が決定打を欠き、大きな遅れをとっていることは、だれもが認めるところです。

そうした状況の中で、処理処分に問題を限って考えた場合、カギは廃棄物処理法の立法の趣旨がいかにか十二分に生かされるかということだと思います。

即ち、廃棄物処理法の立法の趣旨は、廃棄物の適正処理によって生活環境を保全することにあります。しかし、処分場施設が確保されないかぎり、廃棄物の適正処理はあり得ません。言わんや、処分場確保難の現状が打破されなければ、産業廃棄物の適正処理は必ず行き詰まることは間違いあり

ません。

官民一体、今こそ英知を結集し、問題解決へ決断実行が求められていることを声を大にして叫びたいと思います。 (中間、最終処分・M社)

悪質業者の参入を許す許可制度

産業廃棄物処理は、業界の資質向上の努力が少しづつ実りつつある状況ですが、いくら既存の業者の資質を向上しても、モラルの低い新規業者の参入が可能な今の法律では、いつまでたっても業界全体の向上は実現しません。

それは、専門的な知識もなく、資本もわずか、そしてトラック一台でも収集運搬業者として許可をとることができるという制度であるため悪質業者が排除されてもまた新規業者が参入するという繰り返しであるからであり、業界の自浄作用が阻害されています。現在の許可制度、法体系が改められる必要性を痛感しています。

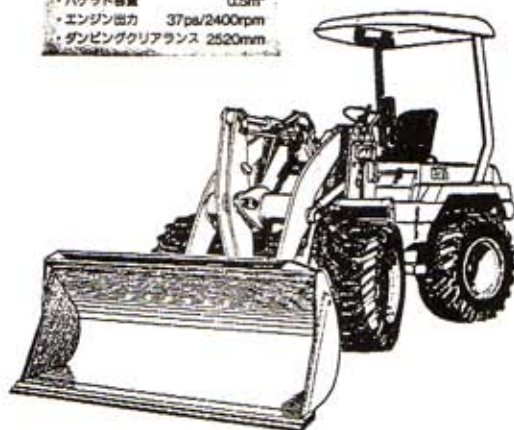
(収集運搬・T社)

TCM

ミニホイールローダ 805

SUPER SILENT LOADER

・バケット容量 0.5m³
・エンジン出力 37ps/2400rpm
・ダンプクリアランス 2520mm



営業内容

TCMフォークリフト

ホイールローダ
ボブローダ
ミニバックホー

特殊運搬機株式会社

大垣市外濶2丁目159-2
☎ 0584-89-2755

マニフェスト購入の手続きについて

マニフェストの使用は、最近、非常に多くなってきており、法律上義務付けられている特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの使用は当然のこととしても、現在のところ行政指導として行われている特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物に係るマニフェストの使用を、さらに拡大していきたいと努力しております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

マニフェストの購入は、本協会で行っております。

記

1. 現金にてご購入の場合

現金での購入は、当協会事務所へお越しの場合のみに行います。この場合、現物と引替え払いで所定の領収書を発行します。

2. 振込みにてご購入の場合

マニフェストを購入される際に、当協会発行の郵便局の「振込通知票」をお渡ししますので、これにより、必ず、マニフェストを購入された月の翌月の10日までに郵便局へ振り込んで下さい。(この場合振込み手数料は当協会が負担します。)

3. マニフェスト送付希望の場合

遠隔地等で当協会へ出向くことが出来ない方は、次頁の申込用紙をコピーし、必要事項を記入の上、FAX送信により当協会へ申し込んで下さい。申込用紙が到着次第、宅急便にて送りますが、送料は着払いとさせていただきますので、購入者でご負担をお願いいたします。代金の支払は「振込通知票」を同封いたしますので前掲載どおりお願いいたします。

【マニフェストの頒布価格】

マニフェストの種類	単 価	価 格
産業廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(5枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円
感染性廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
感染性廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円

【マニフェスト購入申込先】

〒500 岐阜市藪田1-11-12 水産会館内
 (社)岐阜県環境保全協会
 TEL058-272-9293 FAX058-272-6764

「マニフェストシステムがよくわかる本」が出来ました



この度、社団法人全国産業廃棄物連合会にて、マニフェストシステムの一層の普及促進を図るために、特別管理産業廃棄物を含むすべての種類のマニフェストの使用について分かり易く説明した小冊子「マニフェストシステムがよくわかる本」が作成されました。産業廃棄物処理の流れ・産業廃棄物の種類・マニフェストの種類・記入の仕方などが、絵や図により説明されています。ご希望の方は、下記までご連絡下さい。

(本協会会員は無料、その他は1冊100円でお分けします。)

(社)岐阜県環境保全協会
 TEL058-272-9293

(担当：井上)

*No, _____ ~ _____

*No, _____ ~ _____

マニフェスト購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(1箱=100セット入)

区 分	単価(円)	数量(箱)	備 考
産業廃棄物マニフェスト(4枚綴り)	2,500		
建設廃棄物マニフェスト(4枚綴り)	2,500		
建設廃棄物マニフェスト(5枚綴り)	2,500		
特別管理産業廃棄物マニフェスト(6枚綴り)	2,500		
特別管理産業廃棄物マニフェスト(8枚綴り)	3,500		
感染性廃棄物マニフェスト(6枚綴り)	2,500		
感染性廃棄物マニフェスト(8枚綴り)	3,500		

*支払	振込 No
方法	現金
*整 理	

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者又は

取扱責任者

印

電 話 番 号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

お 願 い

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業にお

ける廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字 数 400～800字程度
2. 宛 先 当協会事務局
3. その他 匿名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編 集 後 記

○…このたび「地球環境村ぎふ」構想がいよいよ第一歩を踏みだしました。それは、廃棄物処理関係施設を核として、周辺に福祉・医療、生涯学習、文化・スポーツ等の各種施設をつくり、「日本一住みよいふるさと岐阜県」を目指すものであります。

○…私の母がいつも口ぐせのように言っていた言葉に、「よごれ場所（便所）はきれいにすること」というのがありました。理由は、「便所を美しくすると丈夫で、美しい子が生まれる」というものでした。身ごもった時は特に母体教育と言って、心をこめて便所掃除をしたそうです。母は典型的な明治女でしたから、朝はお天道様、夕は仏様と言って手を合わせており、私たち9人兄弟は物ごころついた時から（便所）掃除をやらされました。今のトイレと違って、昔の田舎は水洗ではありま

せんでしたので、出たものは田畑の肥料にした時代ですから、それはそれは大変でした。

○…今にして思えば、子供を元気に美しく育てたい母心と、家をきれいに保ちたいと思う主婦の勤めを上手にミックスさせた日本人の知恵ではなかったかと思えます。

○…岐阜県地球環境村の実現も、皆様方のお力で清潔な住みよい村づくりを進めていくなれば、きっと「健康で美しい県民」と有名になるでしょう。私は母の言葉を確信しております。

○…当協会報も誌齢25号を数えるはこびとなりました。会員はじめ関係各方面の皆様のご指導、ご支援により、ここに発行することができましたことを編集委員を代表して心から感謝申し上げます。

(山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 川合 清和

中尾 勝

野村 清晴 野々村 清

坂井 修 大藤 正幸

■広告掲載社名

コマツ岐阜(株)／中部キャタピラー三菱建機販売(株)
西濃採土石協同組合／特殊運搬機(株)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)

西濃採土石協同組合

理事長	山	村	け	い
副理事長	伊	藤	春	夫
◇	渡	辺	文	雄
◇	伊	藤	哲	夫
監事	瀬	古	武	美
◇	岡	本	博	視

組 合 員

旦	鳥	鉦	山	株	式	会	社	西	濃	建	設	株	式	会	社
伊	藤	建	工	株	式	会	社	勢	濃	工	業	株	式	会	社
株	式	会	社	岡	興	産		曾	根	碎	石	株	式	会	社
岡	本	健	材	株	式	会	社	株	式	会	社	谷	汲	碎	石
株	式	会	社	大	阪	碎	石	有	限	会	社	ト	モ	工	商
株	式	会	社	雁	部	建	設	株	式	会	社	丹	羽	由	
岐	阜	興	産	株	式	会	社	丸	高	産	業	株	式	会	社
株	式	会	社	北	村	組		山	村	碎	石	株	式	会	社
小			林	組				矢	橋	工	業	株	式	会	社
三	建	産	業	株	式	会	社	米	山	産	業	株	式	会	社
昭	和	工	業	株	式	会	社	有	限	会	社	渡	辺	建	設
株	式	会	社	瀬	古	興	業								

☎501-05

岐阜県揖斐郡大野町黒野548番地

TEL (0585) 32-2727

事務局代表 磯村 亮 一



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業
界、排出事業者及び、行政が三位一体
となって協会の使命を果たすべく期待
が込められています。

平成7年9月25日発行

第25号

編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 小 瀬 洋 喜

〒500 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL (058) 272-9293

FAX (058) 272-6764

印刷 共和印刷株式会社